

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 3 | 予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 予防接種の実施等に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施その他必要な措置を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に共通する事務</p> <ul style="list-style-type: none">① 予防接種予診票の発送② 予防接種履歴の作成及びデータ管理③ 予防接種予診票の再発行④ 予防接種依頼書の発行⑤ 予防接種実施報告書の送付⑥ 予防接種英文証明書の発行⑦ 予防接種勧奨はがきの送付⑧ 健康被害の救済⑨ 国及び東京都等への事業報告⑩ 集団接種の実施に関する本人確認及び接種データ照合に係る事務 <p>(2) 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none">① 定期予防接種を受けたことが原因により疾病、障害または死亡した場合において行う給付に係る事務② ①の給付の届出の受理、審査又は届出に対して応答するための事務③ 予防接種を受けた際に実費を徴収する際に実費徴収可費を判断するための事務 |
| ③システムの名称 | <p>1. 健康管理システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p> |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| <p>1. 予防接種ファイル</p> <p>2. 予防接種予診票ファイル</p> | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第19条及び別表第1の10及び93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条及び第67条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部健康課 |
| ②所属長の役職名 | 健康課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年4月1日 | I-5-②所属長 | 健康課長 江沢 秀也 | 健康課長 倉片 久美子 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第2の17、18及び19の項 | 番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18及び19の項 (別表第2における情報提供の根拠) 16の2及び16の3の項 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I-5-②所属長の役職名 | 健康課長 倉片 久美子 | 健康課長 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成27年5月1日 時点 | 平成30年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成27年5月1日 時点 | 平成30年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | — | 様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教育・啓発」までを追加 | 事後 | |
| 令和3年2月25日 | I-1-②事務の概要 | 1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)及び予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施その他必要な措置を行う。 | 1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施その他必要な措置を行う。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------|--|--|------|-----------|
| 令和3年2月25日 | I-1-②事務の概要 | <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種予診票の発送 ②予防接種履歴の作成及びデータ管理 ③予防接種予診票の再発行 ④予防接種依頼書の発行 ⑤予防接種実施報告書の送付 ⑥予防接種英文証明書の発行 ⑦予防接種勧奨はがきの送付 ⑧健康被害の救済 ⑨国及び東京都等への事業報告</p> | <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に共通する事務 ①予防接種予診票の発送 ②予防接種履歴の作成及びデータ管理 ③予防接種予診票の再発行 ④予防接種依頼書の発行 ⑤予防接種実施報告書の送付 ⑥予防接種英文証明書の発行 ⑦予防接種勧奨はがきの送付 ⑧健康被害の救済 ⑨国及び東京都等への事業報告 ⑩集団接種の実施に関する本人確認及び接種データ照合に係る事務</p> <p>(2) 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)に基づく事務 ①定期予防接種を受けたことが原因により疾病、障害または死亡した場合において行う給付に係る事務 ②①の給付の届出の受理、審査又は届出に対して応答するための事務 ③予防接種を受けた際に実費を徴収する際に実費徴収可費を判断するための事務</p> | 事後 | |
| 令和3年2月25日 | I-3 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第1の10の項 | 番号法第19条及び別表第1の10及び93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条及び第67条の2 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|---|---|------|-----------|
| 令和3年2月25日 | I-4-②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18及び19の項</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 16の2及び16の3の項</p> | <p>番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p> | 事後 | |
| 令和3年2月25日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成30年12月1日時点 | 令和3年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年2月25日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成30年12月1日時点 | 令和3年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I-4-②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p> | <p>番号法第19条第8号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------|--|--|------|-----------|
| 令和5年9月8日 | I-4-②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第 12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条の2、第12条の2の2及び第59条の2</p> | <p>番号法第19条第8号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第 12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3及び115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条の2及び第12条の2の2</p> | 事後 | |
| 令和5年9月8日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和3年1月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年9月8日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和3年1月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事後 | |